

**平成 28 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構
給食業務委託(平成 28～31 年度)公募プロポーザル実施要領**

平成 28 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構給食業務委託（平成 28～31 年度）に係る公募プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 27 年 12 月 25 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理 事 長 田 中 一 成

1 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

2 委託業務

本事管第 284 号

平成 28 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構給食業務委託（平成 28～31 年度）

3 委託業務実施場所

静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院

静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号 静岡県立こころの医療センター

静岡市葵区漆山 860 番地 静岡県立こども病院

4 委託期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで（3 年間）

※ ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けること。（当該引継ぎに係る費用は新受託者負担）

※受託後の業務評価の結果によっては、1 年に限り契約延長の可能性はある。

5 委託業務の基本方針

病院における食事の提供は、「治療の一環」であるとともに、入院患者様の「楽しみのひとつ」であることから、特に重要な業務であり、栄養管理のなされた安全で衛生的かつおいしい食事を、経済性に配慮して提供しなければならない。

6 委託業務の内容

(1) 業務内容：「**契約書（案）（別紙1）**」及び「**仕様書（案）（別紙2）**」のとおり。

(2) 病院概要：平成 28～31 年度における予定 (平成 27 年 12 月時点)

病院名	県立総合病院	県立こころの医療センター	県立こども病院
病棟数 (現配膳病棟数)	19 病棟 (19 病棟)	4 病棟 (4 病棟)	9 病棟 (9 病棟)
許可病床数	一般 662 床 結核 50 床	精神 280 床(稼働 172 床)	一般 243 床 精神 36 床
診療科目	内科、救急科、心療内科、精神科、循環器内科、心臓血管外科、腎臓内科、泌尿器科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、脳神経外科、消化器内科、外科、呼吸器内科、呼吸器外科、産婦人科、乳腺外科、小児科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、頭頸部・耳鼻いんこう科、血液内科、皮膚科、形成外科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、病理診断科、腫瘍内科、心臓リハビリテーション科 (31 科)	精神科、内科、外科、歯科 (4 科)	小児科、小児救急科、新生児小児科、血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、アレルギー科、神経内科、循環器内科、皮膚科、小児外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、眼科、歯科、麻酔科、放射線科、産科、精神科、児童精神科、臨床検査科 (25 科)

※給食対応病棟数は状況により変動することがある。

(平成 27 年 12 月時点)

区分	病棟	許可病床数	内容		
総	本館	3 A	12	ハイケアユニット	
		3 B	35	小児科、総合診療科、救急科	
		3 D	47	女性診療センター(産婦人科)、小児科、消化器内科	
		4 A	44	整形外科、耳鼻咽喉科、腫瘍内科	
		4 B	47	腎センター(腎臓内科、泌尿器科) 糖尿病・内分泌代謝センター(内分泌代謝科)	
		4 D	42	血液内科、眼科、腎臓内科	
		5 A	46	外科、歯科、泌尿器科	
		5 B	46	消化器センター(消化器内科)	
		6 A	42	外科、皮膚科	
		6 B	50	結核	
	合	北館	6 C	49	呼吸器センター
			6 D	39	呼吸器センター(呼吸器内科、呼吸器外科)、消化器科、R I
			3 E	42	整形外科、神経内科
		センター 循環器病	4 E	34	外科、形成外科、循環器科
			5 E	19	緩和ケア
			救急	8	救急科
3 G	14		集中治療室		
計	4 G	47	循環器病センター(循環器科、心臓血管外科)		
	5 G	49	脳神経センター(神経内科、脳神経外科)		
北	北 1	42	医療観察法 12 床、慢性重症 30 床		
	北 2	45	急性期		
	北 3	54	(休棟)		

	南 1	42	回復期
	南 2	43	救急
	南 3	54	(休棟)
	計	280	(稼働 172 床)
こ ど も	北 2	36	新生児未熟児
	北 3	31	内科系乳児
	北 4	28	感染観察
	北 5	28	内科系幼児学童
	西 2	24	産科
	西 3・CCU	36	循環器科、CCU
	PICU	12	PICU
	西 6	48	外科系
	東 2	36	児童精神科
	計	279	

7 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格(営業種目番号 81 給食)を有している者又は新たに競争入札資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県内に営業所を有していること。
- (4) 平成 28 年 3 月 31 日時点の直近 10 年度以内において、1 年以上継続した許可病床 300 病床以上の病院の給食業務の受託実績を有する(若しくは有する予定の)者であること。
- (5) 平成 28 年 3 月 31 日時点の直近 10 年度以内において、1 年以上継続した小児科病床を有する病院の給食業務の受託実績を有する(若しくは有する予定の)者であること。
- (6) 財団法人医療関連サービスマーク振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 10 に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (7) 社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難となった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (8) プロポーザル提案書等の受付期間において、静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 9 に記載する業務説明会に出席した者であること。(※全日程への参加を要する)
- (11) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は

- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

8 プロポーザル参加申請書の認定について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成 28 年 1 月 13 日 (水) から平成 28 年 1 月 19 日 (火) の間の (土・日・祭日は除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出すること。

- ・ 「**プロポーザル参加申請書 (様式 1)**」、「**応募者概要説明書 (様式 2)**」、「**業務受託実績報告書 (様式 3)**」
- ・ 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し (今後、申請する場合は申請書の写し)
- ・ 平成 28 年 3 月 31 日時点の直近 10 年度以内において、1 年以上継続した許可病床 300 病床以上の病院の給食業務の受託実績を有する (若しくは有する予定の) 者であることを証する書面
- ・ 平成 28 年 3 月 31 日時点の直近 10 年度以内において、1 年以上継続した小児科病床を有する病院の給食業務の受託実績 (病院で業務受託したものに限る。) を有する (若しくは有する予定の) 者であることを証する書面
- ・ 財団法人医療関連サービスマーク振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 9 条の 10 に定める基準に適合することを証する書面
- ・ 社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難となった場合の代行保証が確認できる者であることを証する書面。
- ・ 返信用長形 3 号封筒 (あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 392 円分を貼付のこと)

(3) 提出場所

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部 担当：経営管理課企画・情報班
〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1 電話 054-200-1610

(4) プロポーザル参加資格の認定は、平成 28 年 1 月 19 日 (火) をもって行うものとし、その結果は、平成 28 年 1 月 25 日 (月) までに書面で通知する。

(5) プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。

イ アの説明をを求める場合には、平成 28 年 1 月 27 日 (水) までに書面 (様式自由) を 8 (3)

まで持参することにより提出しなければならない。

ウ 説明を求められたときは、平成 28 年 1 月 29 日(金)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 業務説明会の実施

業務内容の説明を実施する。本実施要領及び静岡県立病院機構ホームページで配布する資料を必ず持参すること。

実施日：平成 28 年 1 月 13 日（水）

※時間には十分に余裕をもってお越しください。

集合場所：静岡県立総合病院 2 階研修室（静岡市葵区 4 丁目 27 番 1 号）

静岡県立こころの医療センター講義室（静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号）

静岡県立こども病院防災センター（静岡市葵区漆山 860 番地）

スケジュール	内容
9:50～10:00	開場・受付（静岡県立総合病院 2 階研修室）
10:00～10:30	プロポーザル全体説明・質疑応答
10:30～11:00	総合病院給食業務説明・質疑応答
11:00～11:30	こころの医療センター給食業務説明・質疑応答
11:30～12:00	こども病院給食業務説明・質疑応答
13:15～14:00	総合病院現場見学・質疑応答
14:45～15:30	こころの医療センター現場見学・質疑応答
16:15～17:00	こども病院現場見学・質疑応答

※配布資料の準備の都合上、参加する場合は、業務説明会実施日前日の正午までに電話（054-200-1610）で連絡願います。

※参加者は各社 2 名以内とします。

10 質問事項の受付・締切について

本業務委託についての質問は、「**質問書（様式 4）**」により提出すること

(1) 提出期限

平成 28 年 1 月 19 日（火）午後 3 時まで

締切時間以降の質問については受け付けない。

(2) 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず受付の電話確認（054-200-1610）を行うものとする。

E-Mail : honbu-jouhou@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、平成 28 年 1 月 29 日（金）までに機構ホームページにて公開する。

11 提案書等の提出

(1) 提出書類

「業務価格見積書（様式5）」及び「企画提案書（様式6）」により提出すること。

(2) 提出日

平成28年2月5日（金）午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

8(3)に同じ

(4) 提出部数

「企画提案書（様式6）」は30部（正本1部、副本29部：A4版、両面印刷、袋綴じ、を基本とする。参考資料を別添とする場合は、ダブルクリップ等で様式6に添付すること。）

(5) 提出方法

持参に限る。

(6) その他

ア 契約期間（平成28年7月1日から平成31年6月30日）における本業務の概算業務価格（上限金額）は、750,132千円（税抜き）であり、当該価格内で提案を行うこと。（価格の提案については14を参照）

（上記概算業務価格は、契約書（案）別表3に規定する「A 月間管理費（参加者見積金額）」に36か月を乗じて積算したものを指し、「B 1食あたり食材費単価」×「C食数」分を含まない。）

イ 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

ウ 本プロポーザルに参加する費用（提出書類作成及び提出等に要する費用）は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、地方独立行政法人静岡県立病院機構が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

オ 提出された書類等は、一切返却しない。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、静岡県情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

キ 提出日以降、提案書の内容について質問することがあるので、承知しておくこと。

12 書面審査

事前に企画提案書の書面審査を行う。企画提案書に記載された内容について、評価した結果、上位4社を限度としてプレゼンテーション審査を行う。審査結果については、平成28年2月15日（月）までに企画提案書の表紙に記載されたE-mailアドレスに電子メールにて通知する。

13 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 場所

静岡県立総合病院 循環器病センター6階 つつじホール

(2) 日時（予定）

平成28年2月29日（月）

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間（予定）

プレゼンテーション 25分以内

ヒアリング 15分以内

(4) 出席者

4名以内とする。受託後に現場管理者として予定される者は必ず出席すること。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容について具体的に説明をすること。PCを使用したプレゼンテーションソフトによる発表を行う場合は、CD-Rにデータを入れ、11(1)の企画提案書(様式6)提出時に併せて提出すること。

※プレゼンテーションソフトの内容は、事前に提出した「**企画提案書(様式6)**」及びその参考資料の内容と一致するものとし、説明の順番についても企画提案書の様式の項目の順番を遵守すること。(企画提案書に盛り込み得ない画像、データの部分的な挿入で妥当な範囲と認められるものはこの限りでない。)

(6) ヒアリング内容

プレゼンテーション及び提案書等の内容に関する質疑応答を行います。

(7) その他

14(1)により失格となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。

14 最優秀提案者の決定手順

(1) 価格の確認

価格に対する審査を提案書提出時(平成28年2月5日(金))に実施する。(**「業務価格見積書(様式5)」**)

提出した価格が11(6)アの価格を上回った場合はその時点で失格とする。

(2) 提案内容の審査

提案書に記載された内容について、別添に示す選定評価基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。得点の合計が最も高い提案が2以上ある場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案を決定する。

(3) 価格に関する評価

価格については、次の方法により評価し、価格点を付与する。

$\text{価格点} = 140 \text{点} \times \text{最低見積価格} / \text{提案価格} + \text{順位点 (最大 60 点)} ※$

※順位点は1位60点、2位40点、3位20点、4位0点とする。

15 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

16 審査結果の公表

- (1) 審査結果については、平成 28 年 3 月 1 日（火）以降、参加者全員に電子メールで、委託事業者を含め全参加者の名称及び点数を通知する。また、地方独立行政法人静岡県立病院機構ホームページ上でも公表する。
- (2) 本審査に関する異議には一切応じない。

17 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・業務説明会に参加しなかった者（全日程に参加すること）
- ・概算業務価格（上限金額）を超えた者
- ・提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
- ・プレゼンテーションの開始時間に遅れた者
- ・不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた者
- ・会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と判断した者
- ・審査の公平性を害する行為があった者

18 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書等に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

19 支払い条件

毎月払い、3 年計 36 回の分割払とする。

20 その他

- (1) プロポーザル参加者は、契約書及び仕様書を含む契約内容を熟読すること。
- (2) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約に関する一切の効力は、平成 28 年度静岡県立病院機構当初予算の成立をもって発生するものとする。